

社会福祉法人中野市社会福祉協議会職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員就業規則第33条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「給与」とは、給料、管理職手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、職務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、介護職員待遇改善手当及び退職手当をいう。

(給与の減額)

第3条 職員が本会就業規則第21条に規定する勤務時間中に勤務しない場合においては、同規則に特別の定めのある場合又は会長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき給料の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給することができる。

第2章 給料

(給料の支給)

第4条 職員には、正規の勤務時間による勤務の報酬として給料を支給する。

2 職員の給与及び賃金は法律によって特に認められた場合又は次の各号に掲げるものをその職員の給与から差引く場合を除き、その全額を支払わなければならない。

- (1) 源泉所得税
- (2) 個人住民税
- (3) 健康保険(介護保険を含む。)及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (4) 就用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 職員代表との書面による協定により給与から控除することとしたもの

(給料表及びその適用)

第5条 職員に適用する給料表は、中野市一般職の職員の給与に関する条例による。

2 職員の職務の級の格付は、会長が定める。

(初任給)

第6条 新たに職員となった者の号俸は、中野市一般職の職員の初任給、昇給、昇格等に関する規則に準ずる。

2 前項によりがたい事情のあるときは、経験年数、学歴、技術等を考慮して会長が定める。

(昇給)

第7条 職員の昇給は、会長が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規程により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（職務の級が5級以上であるものは3号俸）とすることを標準として会長が定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（職務の級が5級以上であるものは3号俸）とあるのは「2号俸」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行なうことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各号に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、会長が定める。

(復職者等の給料月額の調整)

第8条 休職のため勤務しなかった職員が復職するに至った場合において、他の職員と均衡上必要があると認められるときは、復職するに至った日以後において会長の定めるところによりその者の号俸又は給料月額を調整することがある。

(給料の支給方法)

- 第9条 給料は、月の1日から末日までの期間について、その月額を支給する。
- 2 給料の支給日は、毎月16日（6月及び12月にあっては15日）とする。ただし、その日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直前の土曜日、日曜日、休日でない日とする。
 - 3 新たに職員となった者には、職員となった日から給料を支給し、給料の額に異動を生じた者には、異動を生じた日から新たに定められた給料を支給する。
 - 4 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
 - 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
 - 6 第3項及び第4項の規定により、給料を支給する場合において、その給料の額はその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 7 前各項に定めるもののほか、給料の支給の方法について必要な事項は、中野市一般職の職員（以下「中野市職員」という。）に準ずる。

第3章 手当

(管理職手当)

- 第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち会長が定めるものに支給する。
- 2 管理職手当の額及び支給方法は、中野市職員に準じる。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母又は祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 障害者

3 扶養親族の認定に関し、必要な事項は会長が定める。

4 扶養手当の額及び支給方法については、中野市職員に準ずる。

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員及び自転車その他の交通用具（以下「交通用具」という。）を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は交通用具を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）に支給する。

2 通勤手当の額及び支給方法については、中野市職員に準ずる。

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

(1) 自ら居住する住宅（貸間を含む）を借り受け、会長が定める額を越えて家賃を支払っている職員

(2) その所有する住宅に居住している職員で世帯主である者

2 住居手当の額及び支給方法については、中野市職員に準ずる。

(時間外勤務手当)

第14条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外の時間に勤務することを命じられた職員にたいして、その勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務手当の額及び支給方法については、中野市職員に準ずる。

(休日勤務手当)

第15条 休日勤務手当は、休日の正規の勤務時間中において勤務した職員に対して支給する。

2 休日勤務手当の額及び支給方法については、中野市職員に準ずる。

(夜間勤務手当)

第16条 在宅介護業務に従事し、かつ勤務割表により午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を割り振られた職員には、その間に勤務した全時間に対して夜間勤務手当を支給する。

2 夜間勤務手当の額及び支給方法については、中野市職員に準ずる。

(日直手当)

第17条 職員就業規則第23条第1項に規定する休日の正規の勤務時間中において日直勤務することを命ぜられた職員には、日直手当を支給する。

2 日直手当の額及び支給方法については、中野市職員に準ずる。

(職務手当)

第18条 職務手当は、本会組織規程第3条に規定する施設に勤務する職員に支給する。

2 職務手当の額及び支給方法については、会長が別に定める。

(期末手当の支給)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月15日及び12月15日（これらの日が休日、土曜日にあたるとときは、それぞれの日の直前の休日又は土曜日でない日。以下、これらの日において規定している場合において同じ。）に支給する。この場合において、基準日前1ヵ月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額及び支給方法については、中野市職員に準ずる。

(勤勉手当の支給)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前6ヵ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月15日、12月15日に支給する。この場合において、基準日前1ヵ月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額及び支給方法については、中野市職員に準ずる。

(寒冷地手当の支給)

第21条 寒冷地手当は、11月から翌年の3月までの期間内における各月の初日在勤する職員に支給する。

2 寒冷地手当の額及び支給方法については、中野市職員に準ずる。

(介護職員待遇改善手当)

第22条 介護職員待遇改善手当は、本会組織規程第3条に規定する施設に勤務する職員に支給する。

2 介護職員待遇改善手当の額及び支給方法については、会長が別に定める。

第4章 休職者の給与

(休職者の給与)

第23条 職員が業務上の疾病により、本会就業規則第12条第1号の規定により休職にされたときは、その期間中その者に給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受け、休業補償を受けた場合には、

- その者の給与の全額からこの給付を受けた額を減額して支給するものとする。
- 2 職員が業務外の傷病により、本会就業規則第12条第1号の規定により休職にされたときは、その休職期間が満2年に達するまで給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 3 職員が結核性疾患にかかり、本会就業規則第12条第1号の規定により休職にされたときは、その休職期間が満2年に達するまで給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の全額を支給し、満2年をこえ、満3年に達するまで給料、扶養手当、期末手当及び寒冷地手当の、それぞれ100分の80を支給することができる。
 - 4 職員が本会就業規則第12条第2号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。
 - 5 休職处分を受けた職員には、本条に定める給与のほかいかなる給与も支給しない。

第5章 退職手当

(退職手当)

第24条 退職手当は、職員が退職又は死亡した場合に支給するものとし、退職した場合にはその者に、死亡した場合にはその遺族に支給する。

- 2 退職手当の額及び支給方法については、長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金規程を適用する。

第6章 臨時職員等の給与

(嘱託職員、臨時職員及びパートタイム職員の給与)

第25条 嘱託職員、臨時職員及びパートタイム職員の給与は、職員との均衡を考慮し、会長が別に定める。

第7章 雜則

(補則)

第26条 この規程の実施に関し、必要な事項で規定のない部分は、中野市の関係条例・規則等の規定を準用する。

- 2 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第7条第4項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

昇給停止対象者

昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	5 9歳昇給停止
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	5 8歳昇給停止
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	5 7歳昇給停止
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	5 6歳昇給停止
昭和26年4月2日～	5 5歳昇給停止

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。